

# 令和5年度第3回津野町農業委員会定期総会議事録 (第1日目)

召集年月日 令和5年6月21日

召集場所 津野町役場 本庁2階 第1会議室

開 会 令和5年6月30日 午後4時45分

## 出席委員

1番：前野 富士男、2番：高橋 好文、4番：戸田 和宏、5番：宇都宮 京子、  
6番：川西 利文、会長：川村 実男  
(推進委員)

川渕 慶博、大崎 登、長山 計一、明神 正、明神 長生、山崎 哲人

## 欠席委員

3番：石川 幸久  
(推進委員)  
大地 勝義

## その他の出席者

事務局長：福井 弘樹、事務局職員：野瀬 隆行、池 大輔

## 議事日程

別紙のとおり

令和5年度第3回津野町農業委員会定期総会議事日程

令和5年6月30日 午後4時45分開議

日程	議案番号	案 件	備考
1		開会	
2		会議録署名委員の指名	
3	議案第1号	会期の決定	
4	議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	
5	議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について	
6	議案第4号	非農地証明交付申請の承認について	
7	その他	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）	

開会 : 午後4時51分 開議

議長 : 正場にいたします。

ただいまの出席委員は農業委員6名、農地利用最適化推進委員6名でございます。石川委員、大地委員は所用により欠席です。

これより、令和5年度第3回津野町農業委員会定期総会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名をおこないます。

会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において

1番 <sup>まえの</sup> <sup>ふじお</sup> 委員、2番 <sup>たかはし</sup> <sup>よしふみ</sup> 委員を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員 : 異議なし

議長 : ご異議なしと認めます。  
よって会期は1日間と決定しました。

日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 : 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。(番号1～2朗読)

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 : 議案第1号 番号1は川西委員が地区委員です。現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

川西委員 : 6ページの写真を見てください。●●さんと●●さんそれぞれにお話しを伺いまして、売買という形にした。今後も畑としてやっていきたいということで問題無いと思います。

議長 : 番号1について、質疑、意見はありませんか。

委員 : ありません。

議長 : よろしいですか。

番号2は長山委員が地区委員です。現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

長山委員 : 譲受人の●●君は●●●●です。町内に家が欲しいということで、現在●●●●に住んでいる●●さんの実家を買うことになり、土地も一緒にということになったようです。9ページに地図が載っています。畑は家のすぐ後ろです。11ページに写真が載っていますが、問題無いと思います。以上です。

議長 : 番号2について、質疑、意見はありませんか。

委員 : ありません。

議長 : よろしいですか。

それでは採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり決することに賛成の農業委員の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 : 日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題といたします。  
事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 : 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。  
(番号1朗読)

番号1の農地区分は、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない「その他の農地(第2種農地)」と判断されます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 : 議案第2号 番号1は宇都宮委員と明神委員が地区委員です。現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

明神委員 : 18ページを見てください。きれいに駐車場になっておりまして、特に問題は無いと思います。

議長 : 番号1について、質疑、意見はありませんか。

大崎委員 : 地目変更をする必要はないのか。

事務局 : 第5条申請であり、駐車場ができてからの事後申請であります。譲渡人からの始末書の提出があります。国道工事の残土処理から始まっていて、その際に申請をしておくべきものではありませんが、手続きができずに現在に至

っている。それで譲受人が駐車場として利用すると聞いています。

議長 : その他にありませんか。

委員 : ありません。

議長 : よろしいですか。

それでは採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の農業委員の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 : 日程第5 議案第3号 非農地証明交付申請の承認について、を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 : 議案第3号 非農地証明交付申請の承認について、ご説明いたします。  
(番号1朗読)

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 : 議案第3号 番号1は私と山崎委員が地区委員です。現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

山崎委員 : 非農地の事由のとおり、現状は、町道の道ぶちで、私の知る限りこのような状態で、すでに20年以上経過しておりますので問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長 : 番号1について、質疑、意見はありませんか。

委員 : 異議なし

議長 : よろしいですか。

それでは採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の農業委員の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 : 日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題といたします。  
事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 : 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)をご説明いたします。  
(番号1朗読)

番号1は再設定であります。  
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 : 議案第4号 番号1については、宇都宮委員に関係する案件のため、宇都宮委員には退席していただき、審議を行います。

(宇都宮委員退席 午後5時8分)

議案第4号 番号1は戸田委員と明神委員が地区委員です。現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

戸田委員 : ●● ●●さんは8年前にお父さんが亡くなりまして、もうよう作らないということで、機械等ももう売っています。それで、●●● ●●さんが作っております。写真を見てもらったらわかると思いますが、32ページ、このようにきれいに作っておられますし、再設定ということで特に問題無いと思います。審議の方をよろしくをお願いします。

議長 : 番号1について、質疑、意見はありませんか。

委員 : ありません。

議長 : よろしいですか。

それでは採決いたします。  
議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の農業委員の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

宇都宮委員を呼んでください。

(宇都宮委員着席 午後5時10分)

宇都宮委員に告知します。議案第4号は可決されました。

議長 : 日程第7 その他について、を議題といたします。  
何かありませんか。

事務局 : 高知県農業会議より会の開催案内が来ております。農業者年金加入推進特別研修会を8月18日金曜日の13時30分から16時30分までの予定で開催するとのことです。会場は高知城ホールです。オンラインも併用して開催されるようです。移動時間もありますので、役場でオンライン会議に参加するということがよろしいでしょうか。正式な案内は後日届くとのことです。届きましたら改めてご案内いたします。

議長 : その他に何かありませんか。

事務局長 : 昨日、会長と一緒に農業会議の会に行ってきました。その中で、農業委員の活動を披露する場がないということで、皆さんに書いてもらっている活動日誌とか参考にしながら、2ヶ月に1回とか広報に農業委員会コーナーみたいに掲載したらと思っていますがいかがでしょうか。

委員 : お願いします。

議長 : その他に何かありませんか。  
特になければ7月の定期総会の日程を決めたいと思います。

事務局 : 7月28日金曜日に西庁で開催を予定しております。

議長 : ご発言がないので以上で、本日の日程は全て終了しました。  
これにて、令和5年度第3回津野町農業委員会定期総会を閉会いたします。

閉会 (午後5時16分)

津野町農業委員会会議規則第13条の規定による会議の経過を記載したもので、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津野町農業委員会議長

農 業 委 員 1 番

農 業 委 員 2 番